

# 開発協力適正会議

## 第27回会議録

平成28年4月26日（火）  
外務省南庁舎 8階893会議室

### 《議題》

#### 1 報告事項

軍関係者が参加した平成27年度実施の研修事業

#### 2 プロジェクト型の新規採択調査案件

- (1) イラン「テヘラン市大気汚染分析機材整備計画準備調査」（プロジェクト形成（無償））
- (2) 南スーダン「TV・ラジオ放送センター改善計画準備調査」（プロジェクト形成（無償））
- (3) インドネシア「首都圏東部新港開発計画準備調査」（プロジェクト形成（有償））
- (4) ブータン「緊急時通信体制整備計画準備調査」（プロジェクト形成（無償））

#### 3 事務局からの連絡

## 1 報告事項

- 小川座長 それでは、お時間になりましたので、第27回「開発協力適正会議」を始めさせていただきます。

本日は、所用により川口委員が御欠席されています。また、外務省からは山田国際協力局長が所用のため、代理として豊田国際協力局審議官の出席を予定しております。なお、豊田審議官におかれては、現在、用務のため外出しております。戻り次第出席する予定であるため、あらかじめお伝えいたします。

本日の会議におきましては、外務省からの報告事項に続きまして、プロジェクト型の新規採択調査案件4件の議論をお願いいたします。

### 軍関係者が参加した平成27年度実施の研修事業

- 小川座長 それでは、最初に「報告事項」として「軍関係者が参加した平成27年度実施の研修事業」について、外務省の説明者から御報告をお願いしたいと思います。

- 説明者（岡崎） 外務省国際協力局政策課で首席事務官をしております岡崎でございます。本日はよろしくお願いたします。また、本日はお忙しい中、御足労いただきましてありがとうございます。

それでは、議題に基づきまして「1 報告事項」につきまして、まず簡単に私のほうから冒頭御説明をさせていただきます。プロジェクトの詳細につきましては各プロジェクトを担当している課のほうから御説明を差し上げたいと思っております。

本日は、平成27年度に実施された、軍関係者が参加したJICAによる本邦研修についての御報告でございます。全部で4件ございますが、このうちミャンマーの研修につきましては、もう既にこの開発協力適正会議のほうで御報告をさせていただいていると承知しておりますので、残る3件、すなわちトルクメニスタン、インドネシア、それから、エクアドルの3件につきまして御報告をさせていただきたいと思っております。

政府におきましては、御案内のとおり、開発協力大綱において、軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避というものを大原則とさせていただいております。軍関係者が対象主体に含まれることが予定されている開発協力案件につきましては、原則、こちらのほうで事前に御報告・御相談をさせていただくことにさせていただいております。

ただ、今回御報告を差し上げます3件につきましては、その案件形成自体、研修と

いう業務の中身に鑑みて、その案件形成の段階では各国からどういう方々が推薦されてくるかということがわからなかった、まだ決まっていなかったということもございまして、こちらの適正会議では議論をしていただいておりますが、結果として軍関係者の方々の参加があったということがございましたことから、透明性の向上、それから、国民の皆様への説明責任という観点から、今回、適正会議で、事後になりますが、報告をさせていただくということでございます。

3件、いずれにつきましても、外務省といたしましては、この軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避の原則に照らして問題なかったものと考えてはおりますが、詳細につきまして、続いて各プロジェクト担当の課から御報告を申し上げます。

では、お願いします。

- 説明者（川田） 事業管理室長の川田と申します。私のほうから、この「概要資料」とございまして「課題別研修『中央アジア・コーカサス地域総合防災行政』」及び「課題別研修『海図作成技術－航行安全・防災のために－（国際認定資格B級）』」について、御説明申し上げます。

1点目の「中央アジア・コーカサス地域総合防災行政」につきましては、対象国が7カ国の関係職員を対象としておりますが、今回、軍関係では、このトルクメニスタン国防省職員1名が含まれたということでございます。

この研修は、6月から8月にかけて行われたものでございますが、中央省庁及び地方自治体防災分野の課題解決能力の強化、それから、防災担当機関間のネットワーク形成促進等を目的としたものであります。

この事業の背景につきましては、2.の「(1)背景」のところの5行目あたりに書いてありますとおり、その背景の中で、この研修員は国防省非常事態・救助活動総局民間防衛・救助活動局救助活動課の課長でございます。この機関は、災害前のリスク軽減施策や防災教育の実施、災害時の応急対応、復旧・復興等を所管業務としていくところでありまして。

それで、我が国の協力量針等との位置付けとの関係では「防災の主流化」を促進するという観点から、この研修においても行われたものでございます。

次に、この「3.事業概要」のところを若干、その裏でございましてけれども、実際、どのような研修をしたのかというところですが、これは「②事業内容」で日本の防災行政、法制度。それから、総合防災情報システム、早期警報システム。それから、災害研究、予測関連施設、災害訓練施設の現地視察。それから、市民向け啓蒙活動を学習する。そして、これらの講義、視察を経て、アクションプランの作成を行う。こういう研修でございました。

以上が1番目の研修でございます。

2番目、インドネシア関係で「海図作成技術－航行安全・防災のために－（国際認

定資格B級)」というものでございます。これは、対象国は全世界を対象としておりますが、このときは10名が集まった中の1名がインドネシア海軍海洋業務センターの職員で、実施期間が6月29日から12月18日です。

この事業の要約にありますとおり、これは海図作成及び海洋情報の収集・活用能力の向上を目的とするもので、研修修了者は、国際的基準である水路測量国際B級認定技術者と認定されるものです。

それで、この背景は2. のところにごさいますて、この海図の必要性で、海上安全を確保するため、それから、海上貿易を成長させるため、そして、津波や油流失等の大規模災害防災や海洋の環境保全。このような施策立案に不可欠なものでありますので、この整備が可能となるようにこの研修が実施されたわけです。

このインドネシアにおいては、その下のところに御説明がありますように、インドネシア海軍の一部局である海洋業務センター。このセンターは、海軍の指揮命令系統下の組織ではあるのですが、実質的には我が国海上保安庁海洋情報部等の文民組織を含む各国の水路測量部と同様の業務を専門的に行っている機関であります。

我が国の協力方針等との関係ですけれども、このセンターは、海図、水路図誌、潮汐表とか天測歴等というものを毎年刊行して、これが公表されておりますが、これが、世界の海事関係者に広く活用されているということで、途上国における民生分野での活動や災害救助等にとって必要不可欠な基盤となる航行安全の確保という開発・民生面での利益が一般国民に広く還元される効果を期待してのものでございます。

それから、次のページ、裏になりますけれども、この研修は、冒頭に申し上げましたように「3. 事業概要」ですが、水路測量国際認定B級というものを取得することができるコースであります。

それで、この最後のところには、海図作成時に測定の統括ができる測量技術者の養成を目指して研修を実施するものでございます。

私のほうからは以上でございます。

- 説明者（石丸） 続きますて、エクアドルの研修について御説明申し上げます。国別開発協力第二課の首席事務官をやっております石丸と申します。よろしく申し上げます。

エクアドルは、御案内のとおり、ちょうど先週、10日ほど前にも地震がありましたように、地震・津波の多発国でございます。そうした観点から、援助方針上も環境保全・防災というものが対エクアドル国別援助方針の一つ、重点分野としても掲げられておりますので、そうした中で今回、2014年3月から2017年3月にかけて、地震観測と津波警報に関する基準の策定、技術向上及び施設整備を行う技術協力プロジェクトを実施しておりますて、その流れの中で、2015年7月5日から14日、東京において、エクアドルの実施機関の職員を対象に行った国別研修「津波警報システム」コースと

いう、ここに参加した中に軍籍を有する研修員が2名参加されていたということでございます。

ここの研修の目的につきましては、日本における地震情報に基づく津波モニタリング技術・警報システム等についての知見の習得、それから、エクアドルの津波警報システムの課題の抽出と改善に向けた取り組みの整理を通じて、エクアドルにおける津波を伴う地震のモニタリングの向上を図るものでございます。したがって、この研修の目的自体は非軍事的な目的であるということが位置付けられております。

それで今回、海洋学研究所から軍籍を有する研修員が入っていたということですが、これについては海洋学研究所の所管官庁が先方政府の国防省で、この国防省からの出向という形で招いた職員がそうであったということでございます。この研究所自体は、文民と海軍からの出向の2つのカテゴリーから研修所が構成されていて、そういう24時間365日監視体制を置いていて、文民のほうは当然、勤務時間というものが設定されていて、それに見合った給料が支払われている。どこの世界も一緒ですが、軍人の場合はいわゆる、日本もそうですが、そういう24時間365日対応できるような雇用形態になっているので、夜間の当直の要員というものはどうしても海軍から出向している職員が当直勤務に当たらざるを得ないようなことになっている。したがって、そういう観点から、軍籍を有する職員がここに配置されているということでございます。

したがって、文民だけを対象にするというのはあまり自然なことではなくて、24時間365日監視体制に置く以上は、どういうカテゴリーの職員であろうが、そこにその目的に資する監視を行っている人間に対してのいわゆる人材育成というものは非常に意味のあることでございます。

本研修の、今回、東京で行った研修の内容効果ということでございますが、JICA本部、気象庁、NHK等において講義・視察を行うもので、研修を通じて、地震観測、津波観測及び津波警報の一連の作業に関する改善点を議論して、エクアドルの警報業務手順の改善計画を行動計画としてまとめる。そういった研修の中身になっております。それで、研修を受けた職員は帰国してから、関係機関間の協働で、改善を行った津波警報業務手順の公式化に向けた準備が進められていると聞いております。

したがって、こういった研修の内容が軍事力向上に貢献したり、軍事転用されたりするおそれはないと考えているということでございます。

以上でございます。

○ 小川座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告について、委員側から御質問・御意見がございましたらお願いしたいと思います。

松本委員、お願いいたします。

- 松本委員 どうもありがとうございます。

こうやって丁寧で報告いただけるというのは大変透明性の向上にもいいと思いますし、当初、やはり日本のODAが軍に使われるみたいなことでかなり批判的な世論もあった中で、1つずつ丁寧に対応することが一番大事なかなと思いますので、こういう報告をしていただけるのは非常にいいことかなと思います。

その上で御質問をさせていただきたいのが、1つ目で、今日こういう形で昨年度の研修事業をまとめて御説明いただいたのですが、冒頭、研修の立案の段階、形成の段階では誰が来るかわからなかったのというお話だったのですが、そういう理由でこの後になったか、あるいは今後はやはり年度でまとめてこういうものはここで報告をしようという方向性でお考えなのか。今後、こういう案件、軍が関係するような案件についてはどういう形で報告をいただけるのかということについて、ちょっと御確認をさせていただきたいのが1点。

2つ目なのですが、これは何か理由があったのかどうかですが、課題別研修のほうは事業管理室の川田さんのほうから御説明があったのですが、これは国別の管轄ではないといえますか、国別研修と課題別研修というものが外務省内で棲み分けているということを確認させていただきたかったのです。

その2点です。

- 説明者（岡崎） では、1点目のほう、松本先生からの御質問にお答えいたします。

基本的には、個別具体的に判断をさせていただくということかと思っています。特に事後といいますか、案件形成の段階でも注意を要する、特に説明が必要だという案件がもしあれば、もちろん、その回ごとの議題を見ながら随時、御説明をさせていただくこともあるかもしれませんが、これは我々の判断なのかもしれませんが、今回のように特に大きな問題はなかったと思われるようなものについては、こういう形でまとめて御報告をさせていただくこともあろうかと思っております。

- 事務局（川田） 2点目につきまして、私のほうからお答えいたします。

これは所掌の分け方は、課題別研修については事業管理室で、国別研修についてはそれぞれの国の国別第一課、国別第二課、国別第三課で担当することになっております。

- 松本委員 それで、手短にですが、その場合のこういう開発協力大綱に沿ったチェックというものは、それぞれの担当の課でやられるのか、それとも、例えばまとめて統括のほうでやられるのか。これはどういう関係ですか。

- 説明者（岡崎） 基本的に、まず一義的に担当する課で見させていただきますけれども、

最終的にこの開発協力大綱との関係、整合性というものは全て政策課に一元的に判断が求められるようになっておりますので、当課のほうで最終的には判断させていただきます。

○ 小川座長 ほかは。

では、高橋委員、お願いいたします。

○ 高橋委員 どうもありがとうございました。

2点ほどお聞きしたいことがあります。

1点目は、今の松本さんの話ともちょっとつながる話なのです。今、外務省のほうから御説明をいただきましたように、外務省のほうで事前に判断をして、これを早く報告したほうがいいのか、ある程度、もう少しタイミングを見るのかという話をされていましたが、やはりその判断の基準みたいなものがどうするかというところが結構、今後、こういう案件が積み重ねていってポイントになっていくのだろうと思っています。ぜひ、その観点からここでの議論などを適正な形で踏まえていただいた上で、今後の判断基準みたいなものにフィードバックしていただければありがたいなと思っています。

その上で御質問があるのは、最初の2つの案件に関しての質問です。

メインは、これは日本で研修を受けていると思うのですが、その研修先がどこなのかということが明記されていたほうがいいかなと思っています。その観点で1件目と2件目の案件で、その研修内容については書いてあるのですが、研修先がどこなのかということについて少し御説明いただきたいなと思っています。

その理由は、3件目の案件は比較的わかりやすいといえますか、つまり、私のようなNGOの立場からすると、なぜ、軍籍関係者でなければいけないのかというところの考え方について、いわゆるほかにないといえますか、これをするに積極的な意味を見出すという意味での、いわゆる非代替性ということの説明が今、ちゃんと御説明があったと思うのですが、1件目と2件目に関しては、なぜ、これを文民だけではなく軍籍の人でなければいけないのかというところの説明が少し不十分だったような感じがいたしましたので、それも踏まえて、研修先等の情報とあわせて、改めて御説明いただけるとありがたいと思っています。

以上です。

○ 事務局（川田） お答えいたします。

「中央アジア・コーカサス地域総合防災行政」については、研修実施機関がアジア防災センターでございます。

それから「海図作成技術－航行安全・防災のために－（国際認定資格B級）」につ

いては一般財団法人日本水路協会が研修先でございます。

- 小川座長 よろしいでしょうか。
- 高橋委員 わかりました。  
つまり、日本の自衛隊とか、そういった軍事関係者との接点が設けられたという形ではないということで確認してよろしいですね。
- 事務局（川田） そのように理解されております。
- 小川座長 よろしいですか。  
ほかはいかがでしょうか。

## 2 プロジェクト型の新規採択調査案件

- 小川座長 それでは、よろしければ「プロジェクト型の新規採択調査案件」について議論に入りたいと思います。  
本日取り上げる案件は、事務局から提示されました新規採択案件7件及び報告案件2件のうち、インドネシア、ブータン、イラン及び南スーダンの4案件であります。これは事前に委員に全ての新規採択案件を個別に御検討いただいた上で、委員による採点に基づいて、地域バランスをとりつつ選定したものであります。  
進め方としては、これまでと同様、委員から事前にいただいたコメントを書面で配付し、説明者から案件の簡潔な概要の説明及び委員のコメントに対する回答を行っていただき、その後、議論を行いたいと思います。  
なお、本日は説明者側の都合で、順番を、まずイラン、次に南スーダン、3番目にインドネシア、4番目にブータンの順番で議論を進めることとしたいと思います。

### (1) イラン「テヘラン市大気汚染分析機材整備計画準備調査」（プロジェクト形成（無償））

- 小川座長 早速ですが、最初の案件に入ります。「イラン『テヘラン市大気汚染分析機材整備計画準備調査』（プロジェクト形成（無償））」について、説明者から案件の概要の説明及び委員のコメントに対する回答をお願いいたします。
- 説明者（市場） 国別開発協力第三課首席事務官の市場でございます。イランの案件

について御説明をさせていただきます。

案件名は「テヘラン市大気汚染分析機材整備計画」でございます。

これにつきましては、イランの首都テヘランにおきまして、大気汚染分析機器を整備する。そのことによりまして、テヘラン市の大気汚染物質の発生源とか排出量、また、生成メカニズム等を把握する。それによって、大気汚染対策の強化に資するということを目的としております。

「2. 事業の背景と必要性」のところで（1）の最後のほうにございますが、テヘラン市におきまして、特に大テヘラン圏におきましては、自動車などの移動発生源が主な原因とされる大気汚染と、それに伴う呼吸器疾患ということで健康被害が深刻化しております。イラン当局の統計によりまして、年間の死者が約4,500人という深刻な状況になっている現状がございます。

この大気汚染の原因につきましては、PM10とかPM2.5、その他の物質が原因として考えられております。これらの物質につきましては、イラン政府や国際基準に定める基準を上回る値が今、観測をされております。他方で、この発生源とか汚染構造というものが十分明らかになっておりません。こうした現状を踏まえまして、この事業におきましては、テヘラン市が精緻に排ガスの測定とか有害物質の化学的な分析を行うための体制を構築する。そういうことを目的としているものでございます。

めくっていただきまして（2）のところで、今回は環境セクターに対する支援ということですが、この協力方針等と事業の位置付けの関係について御説明をさせていただきます。

現在、イランに対する事業展開計画の中におきましては「環境保全」を重点分野として位置付けております。また、2013年9月に首脳会談が行われまして、この中におきましても、環境分野における協力を強化するということが合意されております。その後の首脳会談、昨年9月のものを含めまして、環境分野における協力の重要性が確認されております。この事業はそうした方針に合致すると考えております。

（4）に飛びまして「本事業を実施する意義」でございますけれども、イランは所得水準が一人当たり7,000ドルを超えておりまして、相対的に高い、中進国でございます。その中進国に対する無償資金協力ということで、その供与の適否については精査が必要であります。イランにおきましては、まず「緊急性・迅速性」という観点から、また「人道上のニーズ」という観点から、これについて検討しました。

それで「緊急性・迅速性」という観点からは、先ほど申し上げましたとおり、年間の死者が4,500人を超えると推計されるということで「緊急性・迅速性」はあると考えております。

また「人道上のニーズ」という観点からは、人間の安全保障の観点から、個人の生命・生活に対する脅威であるということで、これに対する対応が必要であるということで「人道上のニーズ」はあると考えております。

事業の概要でございますが、3.の(1)の「②事業内容」のところを見ていただきますと、中身としましては、機材の整備とソフトの支援ということで、機材につきましては自動車排ガスの測定機材、化学分析機材、環境測定機材としております。また、その機材の使用法指導も含まれております。

「③他のJICA事業との関係」でございますけれども、今回はこの機材の供与に加えて、技術協力で大気汚染管理プロジェクトというものをことしの7月に開始予定をしております。この技術協力の中で、今回供与する機材を用いた技術移転も予定しております。

事業の概要は以上でございます。

事前にいただきました御質問に対して、簡潔に回答させていただきたいと思っております。

- まず、荒木先生からいただきました問いですけれども、今回、無償資金協力による協力は手段の提供にすぎない。その手段を用いて、環境改善の目的達成に向けた政策立案等の技術協力が本番であるという御指摘をいただいております。

これにつきましては、まさに御指摘のとおりであると考えておまして、我々も同様の考えでございます。ですので、先ほど申し上げましたとおり、技術協力のプロジェクトも並行してやっていくことにしております。これを行うことによって、今回供与する機材が実際に大気汚染対策のための施策の策定とか実施につながるということにつなげていきたいと考えておりますし、そうなるようにきちんと調査において確認することは必要であると考えております。

続きまして、すみません、今の御質問について、関連する技術協力の内容につきまして、JICAのほうからより具体的な補足をいただきたいと思います。

- 説明者（宮原） JICA中東・欧州部の次長をしております宮原と申します。よろしくお願いたします。

- こちらの技術協力につきましては、2014年に要請のほうがございまして、2015年に採択いたしました。

案件のタイトルは、ここにありまして、テヘラン市大気汚染管理プロジェクトでございます。

カウンターパートは、今回、無償資金協力の実施機関でもありますテヘラン大気管理公社、AQCCとなっております。こちらをカウンターパートとしまして、大気汚染の測定能力の向上とか、大気汚染対策の策定もしくは評価を行うという技術協力になっております。

具体的な4本柱といいますのが、こちらの事業概要のほうにも書かれておりますとおり、①～④とございますが、このうち①～③について、特に今回、無償資

金協力で整備いたします機材を活用して、機材の使用も含めた技術移転を行っていくということを考えております。現在、7月の開始に向けて、最終調整を先方政府と行っているところでございます。以上です。

○ 説明者（市場）　続きまして、齊藤委員のほうからいただきました御質問ですが、円借款で今回の案件について行ってもよいのではないかと御質問をいただいております。

- 御案内のとおりですけれども、イランにつきましては、2007年の安保理決議1747におきまして、新規の無償援助、円借款の供与等は人道開発目的のものを除いて行わないというふうに要請をされております。これを踏まえまして、日本としましては、人道開発目的の技術協力及び無償資金協力は実施ができるとする。他方で、有償資金協力につきましては、新規のものを見合わせるということで運用してきておりました。

今般、今年の1月に核合意の履行の日を迎えまして、核関連の制裁が解除されたということになりました。これを踏まえまして、円借款についても、実施の時期は未定ではございますけれども、両国の経済関係に資するべく、また、日本企業が進出のための呼び水とすべく、案件の形成に取り組んでいきたいと考えております。

今回のこの案件につきまして、円借款の活用の可能性ということも御指摘いただいておりますけれども、今回のこの案件につきましても、制裁解除を受けて、円借款の活用可能性というものは検討してまいりました。

他方で、先ほど案件概要のところでも御説明をさせていただきましたけれども、無償資金協力での供与の要件である「緊急性・迅速性」とか「人道上のニーズ」という観点から検討した結果、これについては無償資金協力に対応し得るという条件を満たしているという整理となりました。

また、今回のこの供与対象になる機器でございますけれども、これにつきましては、他国においても生産能力を有する企業があるということで、円借款にした場合に、日本企業がとれなくなる可能性もあるという予想もございました。無償資金協力にした場合には、基本的には原則として本邦の機材ということになりますので、日本企業の支援という観点からも、無償資金協力でやるのが適切ではないかという判断をいたしました。

そうした結果、今回は無償資金協力による支援が適当であるというふうに判断した次第でございます。

あと、いただいております問いにつきましては、JICAさんのほうから御回答いただきたいと思っております。

○ 説明者（宮原） では、続きまして3つ目の問いで、齊藤先生からいただきました。本事業によりテヘラン市の大気汚染問題は、どの程度、改善が見込まれているのか。AQCCの全体計画との整合性についても確認いただきたいということでございます。

- 本事業によりまして、テヘラン市において精緻な大気汚染の測定・分析が可能になると考えております。さらに、先ほど御説明いたしました技術協力プロジェクトを行うことによって、測定や分析をする能力の向上。それから、適切な大気汚染対策の立案能力の向上を図ることが可能になります。こういった活動をもって、テヘラン市の効果的な大気汚染対策の立案や、ひいては大気汚染そのものの改善に貢献できると考えております。

現在、PM10、PM2.5については、テヘラン市の大気汚染対策における重点的課題と位置付けられておりますが、AQCCを含め、こういったPM10、PM2.5といったものを分析する機材がイラン国内には十分でない。ですので、今の段階では大気汚染対策のための成分分析を行う際には、イラン国外の他国の大学や調査研究機関等への委託を行わざるを得ないという状況がございます。

また、自動車排ガスの中のPM測定や分析についても、機材環境が整っていないこともありまして、大気汚染の測定や分析、それから、対策の立案を担うAQCCにとっても、その能力の向上は喫緊の課題となっております。

こういったこともございますので、AQCCにおけるPM10、PM2.5の測定・分析能力を強化する点で、本事業についてはAQCCの全体計画にも合致すると考えております。

- 続きまして、高橋先生からいただきました問4で、大気汚染の主な発生源が自動車であるならば、そこに対する対策（車検の徹底、公共交通網の整備、渋滞緩和など）はどのようになっていますかという御質問についてでございます。

テヘラン市内については、地下鉄とかバス専用レーンであるBRTといったものが整備されてきております。また、渋滞緩和をするために、自家用車の立入禁止区域の設定とか車検といったものの対策は各種実施されております。また、排ガス規制といったものも導入されておりますし、ディーゼルバスは圧縮天然ガスを使うものという形で転換も完了しておると聞いております。また、バスやタクシーといった公共交通機関の触媒処理機といったものの取り付けについても既に実施されてきております。

こういった対策の実施状況を踏まえながら、その効果分析とか評価を可能として、また体系的に、さらに大気汚染対策に取り組んでいくという観点から、今回の事業を通じた大気汚染物質の測定・分析能力の向上といったものが重要になってくると考えております。

- それから、最後の問い、松本先生からですけれども、健康被害の防止という点で、所得水準が高いイランへの無償資金協力を正当化できるということだが、技術協力だけでは不十分なのか。こうした分析機材をみずから購入するという点なのかという点についてでございます。

テヘラン市における深刻な大気汚染に対しては、先ほど外務省のほうからも説明がございましたとおり「緊急性・迅速性」、また「人道上のニーズ」という観点から、速やかな対応が求められると考えております。

イランについては、環境分野について、日本に非常に厚い信頼が寄せられてございます。そういったことも踏まえて、早急に対策を講ずるためには、技術協力プロジェクトと無償資金協力を有機的に組み合わせること。これによって、AQCCの能力の向上、そして、よりよい対策の立案に向けた支援が可能と考えております。

AQCCの年度予算を確認したところ、今回の事業で調達する予定である大型機材といったものを購入するだけの初期投資に必要な予算を確保することは難しいということが確認できております。

以上です。

- 小川座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明者からの説明について、追加の御質問・御意見があればお願いいたします。松本委員、お願いいたします。

- 松本委員 ありがとうございました。

今のように、最後の予算のような御説明もいただけたのはよかったかなと思います。要するに、こういう所得の高い国に対して、どこまで人道的な理由であれば無償資金協力を供与できるのかというのはケースを積み重ねているところがあるような気がいたしますので、そういう意味では一つの判断基準を今日示していただいた部分もあるのかなというふうには思います。

一方で「緊急性・迅速性」という点から言ったときに、分析機器なわけですね。つまり、体制を整えたいけれども、原因が特定できないことが非常に大きな問題であり、原因さえ特定できれば、こういった対策があるのだという前提であれば迅速性というものはそうかなと思うのですが、何となく「緊急性・迅速性」といったときに、分析機器とあまりつながらなかったのです。要するに、目の前で倒れている人たちがいて、その人たちをとにかく助けなければいけないという意味での「緊急性・迅速性」というふうにと考えると、分析機器は一個手前だねと思ったものですから、そのあたりについては実際、どのようにお考えになっているのか、伺えますか。

- 説明者（市場） 「緊急性・迅速性」という要件との関係ですけれども、実態として、今、対策を打つためのもとになるデータが十分ではない現状がございます。そうしたことから、こういう計測機器ということの供与を決めたわけがございます。  
そういう意味で、そもそもの根本原因、また、対策を講じるためのベースになるデータを集める必要があるという現状を踏まえまして、今回、迅速性の要件を満たすと考えているところです。  
また、今回のこの機材で支援をするということとも並行して、技術協力による支援も行うことにしておりますので、おっしゃっていただいた、目の前で倒れている人たちに対する支援というものは、それはそれでできることはやっていく。それと同時に、より根本的な原因に対して対策を講じるということは同時並行でやっていくことは必要であると考えておりまして、そうした観点から今回のこの支援を行うことにしているということでございます。
- 説明者（宮原） イランの大気汚染というものは本当に深刻な問題でして、例えばWHOの2014年のデータによりますと、PM2.5については世界の中でもワーストファイブで、それから、PM10についてもワースト12という形で、非常に状況が悪い。また、健康被害の状況も非常によろしくないということで、そういった意味でも、喫緊にこういったものに対策していく必要性はあるのではないかと考えております。
- 小川座長 荒木委員、お願いします。
- 荒木委員 私は、一つの考え方といえますか、意見でございます。  
昔、1990年代に中国・上海の大気汚染対策を実は姉妹都市の大阪市にやってもらったことがあるのです。つまり、都市の機能と因果関係がありますから、そういうことで、実際はその都市の汚染関係対策の人たちと専門のコンサルタントと一緒にやっていただいたということがありますので、行政との関係がありますから、ぜひ地方都市、類似のところはどうなっているかわかりませんが、よく考えて実施されれば、非常に政策的なアドバイスが多くやられるのではないかと考えておりますので、よろしく。
- 説明者（市場） 御提案ありがとうございます。
- 小川座長 高橋委員、お願いいたします。
- 高橋委員 ありがとうございます。  
私の非常に稚拙な質問にも丁寧に答えていただいて、非常にありがたいと思ってい

ますが、ただ、やはりよくわからなくなったのは、結局は何が原因かがよくわかっていないということなのです。それを突き詰めるために分析機器を出すということですね。それは全く全然予測が立っていないということなのでしょうか。

でも、ある程度、WHOの調査があるようですけれども、このあたりではないかということがわかっていて、その上で対策を絞り込んでいくために分析機器を入れるということなのか。どちら側に重きがあるのか。ゼロから調べていくという感じなのか。そこら辺を、すみません、素人的質問で申しわけないです。

- 説明者（宮原） ちょっと専門的な話になりますので、私もどこまで詳しく御説明できるかというのはあるのですけれども、PM10とかPM2.5が大気汚染の主要な課題であるところはわかってきておりますが、PM10やPM2.5を発生する源が何かというところが詳細までわかっていない。

一般的には排気ガスといったものが主要なものになると思うのですけれども、排ガスとわかれば排ガス規制ができると思うのですが、それでも減ってこない場合に、一体、ほかのどういった対策をすることができるのか。その効果的な対策をするためには、やはりPM10とPM2.5が一体どういった発生源で、どれぐらいの量があるのかというものを詳しく知る必要がございます。そういった面から、今回の機材でそういった観点からの大気汚染対策、より良いものを立案できるようにしていきたいというのが趣旨でございます。

- 小川座長 よろしいでしょうか。
- 高橋委員 はい。
- 小川座長 それでは、御意見・御質問がなければ、これでイランの案件については終わりたいと思います。

## (2) 南スーダン「TV・ラジオ放送センター改善計画準備調査」（プロジェクト形成（無償））

- 小川座長 続きまして「南スーダン『TV・ラジオ放送センター改善計画準備調査』（プロジェクト形成（無償））」について、説明者から案件の概要の説明及び委員のコメントに対する回答をお願いしたいと思います。
- 説明者（外山） 国別開発協力第三課で課長補佐をしております外山と申します。南

スーダンの案件につきまして説明をさせていただきます。

案件名でございますが「TV・ラジオ放送センター改善計画準備調査」でございます。

国営南スーダンテレビ・ラジオという組織がございまして、そこにテレビ施設等を備えた放送センターの建設、それから、放送機材の供与を行うことによって、適切な放送時間の確保と取材・番組制作機能の強化を図るということでございます。それで、南スーダン共和国のガバナンスの改善に寄与する。

大変恐縮でございますが、この治安能力の向上というところを消し忘れて配付をしておりました。ここで改めましてお詫びを申し上げたいと存じます。

続きまして「2. 事業の背景と必要性」でございますけれども、2011年に南スーダンは独立をいたしました。その中で、メディア関係のインフラも含めて、そういったところはかなり未整備な状態が続いております。南スーダン政府もそれを認識はしております、開発計画の中で、公共情報へのアクセスの向上を重点プログラムとして置いております。

また、内戦がその後も続いたりしてございまして、そういった中においても、そういった紛争の中身、それから、政権をしっかりと、紛争が起こっていく中で、また国家がしっかりと安定をしていくという中におけるメディアの果たす役割は極めて重要であって、こういったところに支援をしていくことで南スーダンの国づくりを後支えするということでございます。

現状といたしましては、独立時にさまざまなメディアが設立されております。その中でも国営南スーダンテレビ・ラジオというところは、首都の存在する中央エクアトリア州の放送局として国内最大のカバーをしている大きなところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、かなり老朽化したインフラで、そもそも真っ当な放送時間、それから、放送内容というものが全くできる状況ではないということになっております。

そういった中で、我々がそういったところを支援するというので、今後、今、まさに南スーダンで何が起きているかと申し上げますと、暫定政府の設立に対して、これからまさにドナー国がしっかりとした支援をしていかなければいけない。それから、まだ暫定政府は実はでき上がっておりませんが、その後も選挙とか、そういったことをやる中で、適正かつ正しい情報提供というものを国民に与える必要がある。そういったところのインフラが、全く基盤が整っていない。そういったところを我々がしっかりと支援をしていきたいということで考えております。

そういった中におきまして「3. 事業概要」でございますけれども、まさにこの南スーダンテレビ・ラジオという局に対しまして放送センターを新たに建設、それから、放送機材の供与を行うということで、適切な放送時間の確保と取材・番組制作機能の強化を図っていくということを目的としております。

事業内容といたしましては、放送センターの建設になります。それから、機材とい

たしましては照明機器、テレビカメラ、スイッチャー、編集機材、空調システム等ということでございます。

現在、JICAでやっていただいている事業が2012年のほうから、実はこの南スーダンテレビ・ラジオ局に対する組織能力の強化の技術協力プロジェクトを既に進めております。この中で、正確・公平・中立な情報が国民に届けられることを目指すということで、人材育成等、さまざま実施をしているところでございます。

簡単ですが、概要は以上でございます。

そうしましたら、特になければ、質問の回答のほうに移らせていただきます。

大きく分けまして、幾つかの質問に分かれると思うのですが、南スーダンのこのメディアセクターを支援する重要性ということで、荒木委員のほうから、コミュニケーションインフラが大事であるということ。それから、民主主義に立脚した放送制作、報道方針などの報道の根幹にもタッチできる政策支援が望まれるというコメント・御質問をいただいております。

まさに、今、申し上げましたとおり、JICAの技術協力プロジェクトのほうで、公平・中立・正確な支援ということで、もう既に実施をしておりますが、その中身も含めましてJICAのほうから一言御説明をよろしく願います。

- 説明者（小森） JICAアフリカ部の次長をやっております小森と申します。よろしく願います。

今、外務省のほうからも御説明がありましたとおり、実施中の技術協力プロジェクト、南スーダンテレビ・ラジオ組織能力強化プロジェクトを実施しております。このプロジェクトの中でこの放送局の、例えば番組を制作する能力、あるいは機材を維持管理する能力。こういった基礎的な技術協力を行っているわけですが、これに加えて、この公平・正確・中立な報道の重要性に関する職員の意識付けといったことも、このプロジェクトの中で実施しております。例えば、昨年11月にこのプロジェクトの中間レビューを行いました。この中でも職員のこういった報道の中立性等に関する意識向上が進んでいるという評価がなされております。

また、これに加えて、現在、南スーダン政府で進められております、この国営テレビ・ラジオ放送局の公共放送化へ向けてのさまざまな取り組みが行われておりますが、これに対する側面的支援もこの技術協力の中で実施をしております。こういった活動を通じまして、民主主義に立脚した正確・公平・中立な報道制作、報道方針の策定についても引き続き注力して取り組んでいく所存でございます。以上です。

- 説明者（外山） 続きまして、メディアに対するセクター支援に公平性があるのかという観点で、松本委員、それから、高橋委員から御質問をいただきました。

松本委員からは、こういう政府のメディア統制能力の向上というものはプロパガンダの支援につながるのではないか。また、高橋委員からも、政府のプロパガンダとなつて、逆に紛争を助長するおそれがあるのではないかといいでいております。また、南スーダンにつきましての紛争分析等の御提示の御質問をいいていております。

プロパガンダの話については、まさにこれは建設途上にある南スーダンのメディアセクターへの支援でございます。ここは今、南スーダンのテレビ・ラジオ放送局は公共放送化ということで、実はもう法案もできておまして、まさにその公共放送化の中立に当たる委員の選定を今、まさに進めているところでございます。

そういったところで、国と一歩離れた形での仕組みが今、まさにでき上がっているということでございますので、確かにメディアからの力というものは常にどの国でもそういった放送機関に対しては行われていくということでございますけれども、それを我々が、中立をしっかり保つのだという支援をするということで、そういうプロパガンダにならないという方向性で今、支援をさせていただいているところでございます。

PNAの話につきましては、JICAさんのほうからお答え申し上げます。

- 説明者（小森） 高橋先生から御指摘のありましたPNA、Peace Needs Assessmentについて回答いたします。

このPNAにつきましては、2015年に既にJICAで実施済みでございます。この中で分析した、南スーダンにおける紛争の原因、特に本事業が紛争を助長しないように細心の注意を、このPNAをもとに行っていく所存でございます。

なお、このPNAに関しましては、南スーダンにおける不安定要因として、以下4点はその不安定化の要因となっていると分析しております。

まず1点目が、この和平プロセスがまだ混迷を見せていて、ライトトラックに乗っていないということ。

2点目が、経済財政が悪化傾向にあるということ。

3点目が、武装解除時の治安セクター改革の難航を背景とした武器の拡散、あるいは伝統的な部族紛争の激化と、この民族間緊張関係の政治的利用による紛争の激化傾向というものが不安定化要因につながるというように分析しております。

最後に、4点目の不安定化要因といたしまして、欧米主要ドナーの開発支援の関与の縮小、あるいは南スーダンからのそういった開発支援の回避。こういったものに伴いまして、南スーダンの国家としての脆弱性を助長する可能性がある。

以上の4点がPNAの分析として、今後、不安定化要因ということで掲げられておりますので、我々の今後、本件に限らず、南スーダンにおける協力はこういった、この不安定化要因を助長しないような形で進めていく所存でございます。

簡単ですが、以上です。

- 説明者（外山） 続きまして、松本委員から御指摘のありました、事業の要約の中身の放送時間の確保と制作能力の向上から、ガバナンス、それから、治安能力向上の寄与という御指摘をいただいております。

それで、大変お詫びを申し上げたいのですけれども、治安能力の向上というところを消し忘れてしまったので、誤解を招いてしまいました。大変申し訳ございません。

ガバナンスの話につきましては、先ほど申し上げましたとおり、国家をきっちりと報道メディアによって監視する観点から、ガバナンスの中でも特に透明性の向上とか責任能力の向上というところを踏まえて支援になっているというふうに理解をして進めているところでございます。

続きまして、日本式システムの機材の導入の話でございますが、こちらは中身なので、JICAさんのほうでよろしく願いいたします。

- 説明者（小森） 具体的に、この日本式システムあるいは日本的な機材の導入が見込まれるかという御質問というふうに思いますけれども、具体的には今後、調査をする中で個別の機材については検討していくことになります。

ただし、基本的な考え方といたしましては、こういったテレビ・ラジオ放送局に対する、高度な機能を持つ機材を供与するわけではなくて、世界的に、標準的に使われている機材を導入して、もって南スーダン側の番組制作能力等を高めることを企図しておりますので、必ずしも日本式システムが導入されるということではないことは御理解いただければと思います。

ただ、我々の今の認識といたしまして、例えば日本式が非常に強い機材に関しましては、例えばビデオカメラです。こういった機材は、世界的な標準に照らし合わせても非常によいものがリーズナブルな価格で購入できるというふうに聞いておりますので、こういったものに関しましては積極的な導入を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

- 説明者（外山） 続きまして、齊藤委員のほうから、施設の機材の維持管理の点の御質問をいただいております。

こちらの中身なので、JICAさんのほうでよろしく願いいたします。

- 説明者（小森） 齊藤先生からの御質問で、本事業の施設及び機材の維持管理につき、政府からの財政面での支援は確保できているのか。この維持管理に関する問題がなきようにしてほしいという御質問でございます。

これに関しましては、現状といたしまして、南スーダンテレビ・ラジオ放送側の2015年度の予算が約40万ドル、日本円でいきますと4,800万円程度の予算が南スーダン政府から支援を受けているのが実態でございます。

こういった状況でございますので、全く政府側から支援が来ていない状況ではないということ。それから、現在実施中の技術協力プロジェクトにおきましても、この維持管理費を含む今後の予算あるいは維持管理計画の策定につきまして、今、協力を実施しているところでございますので、本件が実施された後も維持管理面の問題が起こらないように対処していきたいと考えております。

以上でございます。

- 説明者（外山） 最後の御質問で、齊藤委員から、自衛隊のPKO活動による社会基盤整備と本件との関係性ということでいただいております。

これにつきましては、直接的な関係性はないのでございますけれども、2015年になります。南スーダンテレビ・ラジオが所在している敷地を、排水溝とか排水口あたりを自衛隊のPKO派遣部隊が整備をさせていただいて、雨季の浸水被害とか、それから、衛生環境の改善のようなことで協力をしているというふうに承知をしております。

また、南スーダンテレビ・ラジオはしっかり、日本の南スーダンに対する協力の番組を多く作っていただいている、また、放映をさせていただいているということもございまして、その中でも自衛隊のPKO活動についても多数取り上げていただいているということでございます。

こういった放送機能が強化することによって、また我々が行っているさまざまな、PKO活動も含む協力というものの認知度を上げることに資しているのではないかと考えてございます。

以上でございます。

- 小川座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

高橋委員、お願いいたします。

- 高橋委員 ありがとうございました。

まず、私の南スーダンの今の紛争に対する認識は、政府が紛争の当事者であるという認識です。いわゆる政府と反政府の間での対立ということです。その上で、放送局への支援をするということがどういうふうに紛争に対する意味合いを持つかということで、プロパガンダという言い方をしましたけれども、ちょっと質問させていただいたわけです。

それで、御回答ではメディアの中立性を保つようにということの支援をしているということなのですが、具体的にそれをどういうふうにされているのかがよくわからなかったもので、本当に中立性というものをどのように確保しているのだろうというのがちょっと疑問に思ったので、もし追加的に説明していただければそれをしていただきたいということが1点目です。

2点目は、今のような紛争認識のもとで政府への支援をすることそのものがプロパガンダになる。つまり、政府としてはやはり正当性をどうにかして誇示したいわけですね。その上で、こういうふうにJICAからも支援を受けたのですということは、やはりそれは彼らにとってみたらいい形のプロパガンダになるだろうというのが私の認識です。

なので、そういう紛争を逆に助長する。反政府側の立場からすれば、それはどういうふうに捉えるかということに対する理解をどういうふうにJICAさんや外務省さんがされているかに対する問いにもなります。そういうことなので、私はPNAの提出を求めました。

なぜならば、不安定要因としてそれがそこにあるかどうかということもさることながら、安定要因をどういうふうに分析されているのか。これは3つ目の質問なのですが、それも御説明いただきたい。つまり、安定要因がほかにいろいろあるのであるならば、そちらへの支援が先にあってもしかるべきかなということがあったので、案件の優先順位の立て方なのですが、そのあたりの判断も含めて、安定要因についてどういうふうに考えていらっしゃるか、ちょっと教えてください。

その上で、PNAをやはり資料として提示していただくことはできないのでしょうか。ある種、回収前提でも構わないと思うのですが、やはりそれがないと何かよくわからないなという感じがしますので、それが4つ目のコメントです。

以上です。

- 説明者（小森） では、私のほうから最初に、どのような技術協力、あるいは技術協力を通じて公平性・中立性を保とうとしているのか。もう少し具体的なお話をさせていただければと思います。

現在実施中の技プロの中では、先ほど申しあげましたように、放送番組の作成とか、あるいは機材の管理。そういったものももちろんコンポーネントに入っておりますけれども、もう一つ大きなコンポーネントに照らしまして、この公共放送局化に向けた支援ということで、具体的には南スーダン側が実際にこういった委員会を立ち上げまして、公共放送化に向けたいろいろな取り組みをしておるわけです。

それを側面支援するための、例えば具体的な公共放送化に向けた課題を、他国の例も踏まえて、南スーダン政府側に提供すること。あるいはそういった公共放送化に向けた、どのような組織づくりが必要なのか、制度づくりが必要なのか、そういった技

術的な支援。あるいはこういった公共放送化を進めるための具体的な取り組みに対するJICAの技術的、あるいは一部財政的な支援をしているといった取り組みを実施しております。こういった取り組みを進めることによりまして、こういった公共放送化あるいは中立的なメディアの経営がなされるために資するものと考えておる次第です。

もう一点、PNAに関しましては、JICAとしては、先ほど申し上げましたように、PNAの分析はしているわけですし、また、紛争当事者に係る分析も行っておるわけですが、非常に各紛争当事者に関する機微な内容が含まれておるということで、対外公表した場合に相手国政府関係者も含むいろいろな関係に問題が生じる可能性があり、現在、対外公表は行っていないというのが今の状況でございます。

簡単ですが、以上でございます。

- 説明者（外山） もう一点、指摘をいただいております、公共放送に対して、そこに支援をすることで、それを使っている政府側のほうが利するのではないかというのが一番簡単な説明ではないかと思っております。

確かに、公共放送というところで実際に予算も出ておりますし、使われている側の政府側がこれを使うことによって、その露出度は確かに増えていくのは事実でございます。ただ、物事の伝え方として、それが派手に宣伝をされていくということだけがプロパガンダなのであれば、確かに事実はそういうことなのだと思います。けれども、一方で情報を、どうやって事実をしっかりと説明していき、それが民主化にどうやって結びついていくのかということのを正しく知らせるメディアの意識がないと、本当のプロパガンダになっていくであろう。

そこは、公共放送としての矜持として、政府側のものは伝えてはいくけれども、その正しく内容を伝えていく。ですから、そこには反政府もあるでしょうし、そういう人たちが一緒になって新しい政権をつくって行って、新しい国づくりをしていくのだという観点のメディアというものを、まさにそこで教育をしていかなければ、いつまでもたっても何も先に進まずに、そういった感覚もないままに結局、メディアを下に従えれば自分たちの役に立つだろうという感覚で終わってしまい、それがメディアの関係者もそういう感覚で過ぎていってしまうであろう。

そういう中においては、こういう自ら公共放送化という法律も作って、そういうシステムを作っていくところに魂を吹き込む作業を我々が後ろから支えていくというのは極めて意義の高いことではないか。それで、まさにこういう暫定的に移行期にあるような国における一つの支援の形としては極めて有効なのではないかと思っております。

以上です。

- 小川座長 松本委員、お願いいたします。

- 松本委員 類似の点ではあるのですが、一般論としてはわからないでもないのです。ただ、個別の議論としてどうであるか。

それで、自分の書いた質問に戻ってしまうわけですが、やはり中間レビューの中で、先ほどから公共放送局法が成立した話をおっしゃっていますが、一方で独立メディア規制の法律もできている。さらに昨年、2015年には反政府の意見を取り上げたということで新聞社・ラジオ局を閉鎖し、ジャーナリストの殺害事件が起きている。要するに、個別としてはこういうことが起きている中だということが私はとても気になっている。

その中で公共放送、つまり、政府のある種、影響力を保持せざるを得ない放送局を支援するということは、独立系のほうをシャットアウトした後、残ったものはそこだけになる。仮にそこが中立的な放送を目指そうが、そこに至るプロセスの中で多様な選択肢が切り捨てられてここが残ってしまうという状況が南スーダンで起きているのであれば、それは今、おっしゃったような一般論とは別に、本当にこの事業に日本政府が支援をするべきかどうかをやはり真剣に考えるべきではないかと思います。

- 説明者（外山） 確かにおっしゃるとおり、個別の事情についてはメディアが圧迫されているということは南スーダンに限らず、いろいろな国でも起こっているのではないかと考えております。そこが、政府がメディアというものに対してどういうふうに圧力を加えていくかというところは、まさにその政府自身のガバナンスというところで国際社会がどういうふうに彼らに対してアプローチをしていくのかという、また別のアプローチのところではないかなと考えております。

それで、繰り返しになってしまいますけれども、我々としてはまさに彼らが国づくりの中で中立・公平であるというところを目的とした、彼らがつくったルールというところにしっかりとその魂を入れていく作業のところがございますので、彼ら自身が自分たちの都合で言論をどうしようというところは、またもう一つ違ったところのアプローチで支援というものを考えなければいけないのかなとは考えております。

以上です。

- 小川座長 高橋委員、お願いします。

- 高橋委員 すみません。私の先ほどの質問で1つだけ、まだお答えいただけていないことがありまして、PNA関連で、安定要因をどういうふうに分析されたかを教えていただきたいと思っています。

といいますのは、今の議論の延長でもあるわけですが、やはり今、メディアに支援することは、ああいう紛争下の状況においては非常にもろ刃の剣なのです。ですか

ら、そのあたりでそういう非常に、先ほど機微という言葉を使いましたけれども、今、ここでこのことをやる必要があるのかを、ほかの案件の可能性と兼ね合わせた上で考えたいと思っているのですが、個人的な印象で申しわけありませんが、いわゆるドウ・ノー・ハーム的に言えば、やはりハームのほうが大きいような感じがしています。

- 説明者（小森） PNAにおける安定化要因の分析につきましては、これはPNAの中で実際に分析をされております。今、手持ちにそういった安定化要因に関する資料がないもので、正確な内容というものはお答えできませんが、そういった和解のプロセスが逆に言うと進捗するという点が一つの大きな安定化要因として掲げております。

詳細な内容は、今、手元にないので申しわけありませんが、お伝えできないことを御容赦いただければと思います。

- 説明者（外山） それから、メディア支援で、もう既に2012年から技プロということでさせていただいている話も、正直申し上げれば、しっかりと国内が安定し、それから、反政府勢力との間での和解が成立し、その後、きちりとした選挙を通じて、憲法をつくって、選挙をして、それから、きちりとした国づくりになっていくために、その基礎的なインフラとしてのメディアというものが足りない。そこが足りないと、まさに紛争を自分たちで解決しようというところから先に進むときに間違いを起こしてしまうのではないかとということからこの案件がスタートしているところでございます。

確かに現状を申し上げれば、いつまでたっても反政府勢力が戻ってこないという現状が今、続いておりますので、そういう意味ではうまくない時期というふうに見られる可能性もあるかとは思いますが、そこはまさに民主的な国家ができていく中で必要となる、ある意味、情報インフラというところのニーズにしっかりと合った支援を適時という、今のタイミングで先にといいますか、そういったことを先にしていくことが何よりも重要なのではないかと認識を進めているところでございます。

以上です。

- 小川座長 今、安定化要因、高橋委員から教えてほしいということでしたが、手元に資料がないということであれば、次回の会合でまたその部分を御説明いただくことは可能でしょうか。

- 説明者（小森） 承知いたしました。

- 小川座長 では、そこは次回説明いただくということで、よろしく申し上げます。

### (3) インドネシア「首都圏東部新港開発計画準備調査」(プロジェクト形成(有償))

○ 小川座長 それでは、続きまして3番目の「インドネシア『首都圏東部新港開発計画準備調査』(プロジェクト形成(有償))」について、説明者から案件の概要の説明及び委員のコメントに対する回答をお願いしたいと思います。

○ 説明者(原) 国別開発協力第一課長でございます。よろしくお願い申し上げます。

インドネシアの円借款案件でございます、首都圏東部新港開発計画の協力準備調査について、概要をまず御説明させていただきます。

この計画は、ジャカルタ首都圏の東部、首都中心から約140キロあたりに新しい港を建設するという計画でございます。

インドネシアにおきましては、近年の急激な経済成長に伴って港湾の貨物取扱量が急増しております。その結果、首都圏唯一の国際港湾であるタンジュンプリオク港の港湾容量が飽和状態に達しつつあるという状況でございます。

また、ジャカルタ首都圏の道路、高速道路は慢性的な渋滞となっておりまして、日系企業を初めとして多くの産業が集積している首都圏東部からタンジュンプリオク港までのアクセスが非常に難しい状態になっているという問題もございます。

このような状況を改善するために、インドネシア政府から港湾整備に係る協力の要請が参ったということでございます。また、進出日系企業を含む現地の産業界からも新しい港湾整備を求める強い要望を受けているということでございます。

この港を整備することによりまして、現在ございますタンジュンプリオク港における貨物の需要等を分散すること、また、タンジュンプリオク港と首都圏東部の工業地域を結ぶ高速道路の渋滞の緩和。こういうものを通じて、現地の産業の物流コストが大幅に改善されることが期待されますし、そういうことを通じてインドネシアの持続的成長に貢献することが期待される。こういう案件でございます。

続きまして、事前に委員の皆様からいただいた御質問・御指摘に対しまして、まず外務省としてお答えすることが適当であると考える項目について、私のほうから回答させていただいて、その後、事業の中身に関する部分を中心にJICAから回答してもらおうと思います。

● 荒木委員から、本計画はチラマヤ新港整備計画と比べて、本邦企業にとって不本意の新港の建設ではないのかという御質問・御指摘を頂戴しております。

既存のタンジュンプリオク港の港湾容量が飽和状態に達しつつある。先ほど申し上げたとおりでございます。また、港と日系企業も多く所在しております東部

の工業地域を結ぶ高速道路の渋滞が慢性化している状況もございます。このような状況を改善するために、インドネシア政府から新しい港湾整備に関する強い協力の要請があったということで、ユドヨノ前政権時代にチラマヤを候補地として新港の開発計画が進められてきた経緯がございます。

今回の計画は、パティンバンというところを候補地としております。こちらは、東部の工業団地からの距離で言いますと、チラマヤに比べて少し遠くなるという状況ではございますけれども、タンジュンプリオク港の飽和状態、それから、道路アクセスの悪さ。こういうものを解消する。そういうことを通じて、ジャカルタ首都圏の物流の流れをよくすること。このニーズ自体は非常に大きいものがございますので、本邦企業の新しい港湾建設に対する期待は引き続き高いというふうに承知しております。

また、荒木委員から、この計画に中国企業が絡む可能性があるのか、ないのか。さらには、港湾オペレーターの入札方法について御質問を頂戴しております。

この計画につきましては、昨年11月に行われました日本とインドネシアの首脳会談を初めとしまして、さまざまな機会に日本とインドネシアの協力事業として実施しようということをお互い政府のハイレベルで確認してきている事業でございます。インドネシア政府もそういうものとして日本と協力を進める事業というふうに位置付けて、明確にそういう意思を表明して、今、協議を進めているということでございます。

港湾オペレーターにつきましては、インドネシア側からは、一般国際競争入札ではなくて、日本とインドネシアの両国企業から成る共同企業体に担わせたいという意向が示されております。それで、具体的にどういう企業体を選定するのかというのは、これからよくインドネシア政府との間で協議をすることによって詰めていきたいと考えてございます。そういうものとして、日本とインドネシアで進める事業であるということで、ハイレベルで確認をし、そういうものとして事業を進めているということでございます。

- 続きまして、松本委員から、チラマヤが白紙になった背景。それから、教訓をどのようにこの計画に活かすのかという御質問・御指摘をいただいております。

先ほど申し上げましたように、ユドヨノ前政権下においてチラマヤにおける新港の開発という計画が進められていたわけではございますけれども、既存の石油・ガス施設への影響等から、インドネシア政府内の新しい港を開発することに係る調整が難航し、ジョコウィ現政権が発足した後、沖合のガス田開発施設のため、航行の安全が確保できないということで、計画を白紙にするという説明をインドネシア政府から受けているところでございます。

我々、こういうところでどういう教訓を引き出すかということでございますが、インドネシア側のさまざまな関係機関・企業が絡んでいる案件において、関係機

関の間の調整がしっかり行われることが非常に重要であるというふうに教訓の一つとして我々は受けとめております。そういうこともございまして、今のこの事業を準備するに当たりまして、インドネシア側との調整において、さまざまな機会を捉えて、日本側から関係省庁だけではなくて関係する企業も含めた調整をしっかりとやってほしいということをインドネシア側に申し入れております。それを受けてインドネシア側も、既に次官級・閣僚級、さまざまなレベルで関係省庁の調整の会議というものを開催している。その中で、問題がないということを確認している状況ではございます。

一方で、インドネシア政府の方針をしっかりと、これからも継続的に確認することは必要であると思っておりますので、要所要所で日本とインドネシアの間での調整会議も開催しようと考えておりまして、インドネシア政府と調整をしている状況でございます。

- 続きまして、齊藤委員からは、高速鉄道と同じような結果にならないように、技術の優位性及びパッケージでの提案などで日本の支援をしっかりとアピールしてほしいという御指摘を頂戴いたしております。

先ほど申し上げましたように、この案件は日本とインドネシアとの間の象徴的な協力事業として両国間で進めようということで、ハイレベルで確認をしておる事業でございますので、この計画の推進に向けて、政府を挙げて調整を図りつつ実施を進めてまいりたいと考えてございます。

インドネシア政府は、2019年にも一部開港を目指したいという意向を持っております。日本といたしましては、質の高い港湾の早期開港のために、調査とか詳細設計への技術支援を提供したり、また、全体工程のスケジュールを可能な限り短縮するために、日本企業が得意とする急速施工技術を提案するなどといった、インドネシア政府の要望に応える形で日本の支援をアピールしていく所存でございます。

- 続きまして、高橋委員から、新港は首都圏東部工業団地に所在する日本企業を優遇するためではないか。あるいは新港整備に必要な巨額な費用を「援助」として輸出振興型経済のために手当とする正当性について御意見を頂戴しております。

インドネシア政府は、投資の誘致、雇用の創出のためにビジネス投資環境の改善に取り組んでおりまして、物流コストの引き下げというものが重要な課題の一つとして挙げられているというふうに承知いたします。この計画はそのような観点から、インドネシア政府から強い要望を受けて協力の準備を進めているものでございます。もちろん、日本企業を含む幅広い産業・企業が裨益することが見込まれますけれども、この事業によってインドネシアの産業競争力の強化、輸出の振興に大いに貢献するものと考えてございます。

また、ジョコウィ政権は海洋国家構想というものを掲げております。この港の

建設はこういう海洋国家構想にも合致するものであると考えておりますし、連結性強化によって物流の円滑化、物流コストの低減が期待されます。地方も含めた開発促進にも大いに貢献するものと考えております。

また、高橋委員から、新港が軍事利用される可能性について御質問を頂戴しております。

御存じのとおり、ODA事業を実施する際には、国際約束を交わす際にODAの適正使用を行うことを先方政府と確認いたします。また、港とか空港の建設案件の場合には、開発協力大綱との関係から、必要に応じて明示的に、軍事目的に使用しないということを確認する作業も行っているわけでございます。

この港案件の準備に当たりまして、この適正使用を確保するために、先ほど申し上げました、明示的に確認することも含めて、どのような方法が適切に担保できる方法かをしっかりと検討してまいりたいと考えております。

続いて、JICAから説明をさせていただきます。

○ 説明者（下川） それでは、残りの事前の御質問について回答させていただきます。

- まず、荒木委員から、本計画の詳細設計などの調査事業への支援の有無について、御質問を頂戴しております。

本計画では、協力準備調査による基本設計などを踏まえつつ、必要な詳細設計につき、JICAの技術支援として支援する方向で検討しております。

- 次に、松本委員から、チラマヤの協力準備調査に費やした資金について御質問をいただいております。

JICAでは、チラマヤ港のF/S調査を約5.5億円で実施いたしました。

- また、松本委員及び齊藤委員から、新港の開港時期、そして、アクセス道路の整備状況や見通しについて御質問を頂戴しております。

現時点では、インドネシア政府は2019年に新港の一部開業を検討しております。この要望を踏まえながら、詳細は協力準備調査でスケジュールを確認してまいります。また、アクセス道路につきましては、既に新港近くまで国道1号線が整備されておりまして、新規の道路建設が必要となる国道から港の間の道路は約8キロございますが、こちらについては地元の政府で土地の収用を既に行っていることを確認している状況でございます。この道路につきましては、港の一部開業までに整備をする予定でありまして、この協力準備調査におきまして、道路整備と国道1号線の交差点の改良など、技術的な検討を進める予定でございます。

- また、齊藤委員及び高橋委員から、新港建設やアクセス道路の整備により影響を受ける方及び住民移転への対応についての御質問を頂戴しております。

今後、港の施設として、給油施設や倉庫などのいわゆるバックヤードの土地が

必要となりますので、この詳細につきまして、調査にてその規模や形状につきまして確認する予定です。現時点での確認では、対象地にはインドネシア政府が既に一部、土地の収用を実施しているということをございまして、また、その周辺には現在、食堂や住民が数カ所居住されていることを確認しております。

また、先ほど申し上げましたとおり、国道から港までは道路を既に地元政府が土地収用を実施済みであるものと、現地踏査をした際に確認しております。その目視で確認した状況ですが、新港の建設予定地及びその周辺においては、住居が数カ所点在しているのみですが、養魚場や田畑が存在することは確認しております。漁民や農民への影響は想定されます。本事業における住民の生活などへの影響及び住民移転の数・有無につきまして、土地の収用により影響を受ける規模やこういった社会配慮につきましては、JICAの環境社会配慮ガイドラインに基づきまして詳細を協力準備調査にて確認する予定です。

- また、松本委員からは、チラマヤ新港計画における航路の安全性の問題は想定外の事態であったのかという御質問をいただいております。

チラマヤ新港の中止決定の理由につきましては、沖合の石油・ガス施設と船舶航行の安全性の問題ということで、調査の中で確認をいたしました。まず、チラマヤ航路上に横断しているパイプラインがございましたが、これを確認したところ、インドネシアの運輸省の規定よりも浅い水深に既存のパイプラインがあるということを確認いたしまして、その安全対策としてコンクリートでの防護などをインドネシア政府と検討・協議をいたしました。

また、航路の設定の際には海図及び許認可を受けた開発予定の石油リグといったものをご確認をいたしました。新港の建設予定地周辺では、このリグの確認はできなかったため、チラマヤの調査におきましては安全上問題ないということをご調査団としては確認をいたしました。

しかしながら、石油・ガス施設を所有する国営プルタミナ社においては、パイプラインの存在があるということ。それから、現時点で許認可を受けていない、将来的に開発を予定しているリグもある。こういった主張を理由に、安全性の懸念を主張した。こういった経緯がございました。計画中止の決定がインドネシア政府のそういった情報も踏まえた判断がなされたというのが経緯でございまして、この点につきましてはJICAの想定外の事態と考えております。

- また、この点に関しまして、齊藤委員からは、沖合航路の安全性などにつきまして十分に確認するようという御指摘をいただいております。

今次の計画におきましては、こういった事態を防ぐために、国営プルタミナ社に加え、所管官庁である国営企業省やエネルギー・鉱物資源省などとの間で調査の早期段階から調整を図ることが重要であると認識しております。既にインドネシア政府内における関係省庁の調整会議が開催されてございまして、国営プルタミナ

社の意向も踏まえた形で、本計画の実施に問題がない旨の結論に達していることをインドネシア政府側から説明を受けております。

- 最後の質問ですが、齊藤委員から、港湾構想における本計画の完工までのロードマップについて御質問をいただいております。

円借款を対象として今回検討してまいります、いわゆるフェーズ1におきましてはコンテナターミナル1か所、これは約180万TEUの処理能力を想定しております。また、自動車ターミナル1か所などを想定しております。最終構想である750万TEU規模の完工までの時期やフェーズ分けなどにつきましては、本調査におきましてインドネシア側と詳細を検討してまいり所存でございます。

質問に対する回答は以上でございます。

- 小川座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、追加の御質問・御意見がありましたらお願いいたします。齊藤委員、お願いいたします。

- 齊藤委員 どうも、御説明ありがとうございます。

お話を聞いていますと、チラマヤが取りやめになったという話は非常にインドネシアらしくて、いかにも政権が変わったら利権が変わったという世界だなとつくづく感じております。はっきり申し上げて、こんなところに石油リグなどあるわけないので、そんな話は聞いたこともありません。

それから、チラマヤであれば、確かにチカンベックからも近いですし、自動車産業界は非常に有利な位置ですけれども、はっきり申し上げまして、このパティンバンなどというところだと余り土地の優位性はありません。それでしたら、今、物産でやっているタンジュンプリオクの沖合の埋め立てのほうが競争力が出てきてしまうと思います。

また、アクセス道路も国道1号線であるとおっしゃっていましたが、インドネシアの国道がどんな国道か、御存じだと思いますが、高速道路でなければ産業道路としてはほとんど意味がないと思います。ですから、国道1号線を頼りにやるのであれば、はっきり申し上げて、非常に競争力のない港をつくることになると思います。それでしたら、タンジュンプリオクの新港のほうに行ってしまうのではないのか。

特に、コンテナ港というものは近いところに何か所もつくと必ず失敗するのです。日本が典型ではないですか。国土交通省が日本国内にやたらいっぱいコンテナ港をつくっているものですから、全部だめになっているのですよ。それで今、慌てて神戸と大阪を一緒にしたりとか、横浜と川崎を一緒にしたりとか、それでもまだ東京港と一緒にできていないとか、それで全部、釜山に負けてしまうとか、こういう事態になっているのです。

ですから、自動車港として使うのでしたらまだしも、コンテナ港としてお使いになるということであれば、もう少し、そこら辺の調査をしっかりとやられないと結局は、つくってはみたものの、余り使われない港ができてしまったということになりかねないので、御注意いただけたらと思うのです。

これは質問というよりも、そういうことがあるので、インドネシアの場合、特に気をつけないといけないというところだと思います。

○ 説明者（原） 御指摘いただきまして、ありがとうございます。

インドネシアと仕事をすることの難しさというものを痛感しながら仕事をしているわけですが、タンジュンプリオク港、あるいはその先の北カリバルのほうが競争力があるのではないかと。新しい港をパティンバンでつくっても、競争力がある港にはならないのではないかと御指摘をいただいたと理解しております。

これは釈迦に説法だと思いますけれども、タンジュンプリオク港の取り扱い能力が飽和状態に達しつつあるために、その沖合の北カリバルに拡張といいますか、今、工事が進んでいるわけですが、その北カリバルの期待されるコンテナの取扱量を達したとしても、2020年ごろには飽和状態に達するということを調査のプロセスにおいて、我々は把握をしている状況でございます。そういうことから、タンジュンプリオク港、それから、その沖合の北カリバル。ここで全部処理し切れないコンテナの取り扱いが見込まれるということで、新しい港はいずれにしても必要になると承知しております。

それから、これまでの経緯の中からチラマヤの計画が白紙になり、今回、インドネシア側はパティンバンという候補地で計画を進めようというふうになっているわけですが、これまでの経緯も含めて、現地の進出日系企業の皆様ともいろいろと情報の交換、御意見を賜っている状況でございます。そういう中で、確かにタンジュンプリオク港までの距離とパティンバンまでの距離を見たときに、より距離が長くなるという要素はあるものの、タンジュンプリオクではない方向に、今、荷物を動かせるということで、引き続き、このパティンバンに新しい港を建設することに対する企業の側からの期待というものは非常に高いものがあるというふうに我々は把握をさせていただいておりますので、御指摘をしっかりと胸に刻みながら、一つ一つ確認の作業をしてみたいと思います。

道路の話につきましては、JICAから補足をしてもらいます。

○ 説明者（下川） 運輸省のほうで、この新たな予定地を提案されてから、私どものほうも現地のアクセス道路状況を確認しているところです。

ジャカルタ・チカンペックの高速道路のチカンペックおり口から国道1号線にすぐ出られるようになっておりまして、おおむね片側2車線の道路が既にかなり改良され

てきているということですが、数か所、片側1車線のボトルネックがある状況でございます。港の近接するところまでの時間はおよそ50分程度で走ることができるという状況で、この調査の中ではその数か所のボトルネックの改良。こちらのほうはしっかりと検討し、インドネシア側に提案していきたいと考えております。

○ 小川座長 よろしいでしょうか。

○ 齊藤委員 はい。

○ 小川座長 では、松本委員、お願いいたします。

○ 松本委員 いろいろここに質問を書かせていただいて、お答えはいただいたわけですが、齊藤委員のお答えが一番、腑に落ちてしまうところが何とも難しいところではあるのです。

ただ、インドネシアと仕事をする難しさとはいえ、やはり税金で5億5,000万円を使って調査をしたものが生かすことができないことについては、やはりこういう開発協力適正会議のような、透明性を高め、説明責任を果たす場としては何らかの説明をしなければいけないのではないかと委員としても思いますし、私自身はJICAの環境社会配慮助言委員会にもいますので、助言委員会で全く議論の対象にもなっていなかったことが理由で事業の実施可能性が否定されたということはどう捉えたらいいのかというのは結構真剣に考えなければいけないことであると私は思っています。

その点を踏まえて改めて伺いたいのは、要するにJICA・外務省としては本当にこの安全性の問題を見ようとしたというふうにお考えなのか。それとも、もう少しさまざまな要因の中で今回、この5億5,000万円が水泡に帰したというふうにご説明されるのか。この点については、大変恐縮ですが、改めてお考えをお聞きしたいところです。

○ 説明者（下川） まずはJICAのほうからお答えさせていただきます。

チラマヤ新港の開発が中止決定の経緯となりましたことにつきましては、インドネシア側政府の決定を尊重せざるを得なかったと考えています。ただし、チラマヤの協力準備調査で調査した内容につきましては、本事業の調査でも活用していくという形で連続性を確保していきたいと考えています。

環境社会配慮助言委員会におきましては、確かに航路の安全性の問題につきましては、3回開催された中では指摘はなかったという事態ではございますが、先ほど御説明しましたように、調査の中ではパイプラインの確認及びリグの予定地の確認はして、インドネシア側と話してきた経緯はございます。

○ 小川座長 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。では、荒木委員、お願いいたします。

○ 荒木委員 いろいろとお話を聞いていまして、私は例の新幹線といいますか、鉄道と同じような性格のものではないか。政権交代でこういうことになることはしばしばあるのですけれども、ただ、やはり情勢分析といいますか、政治分析といいますか、それはちょっと、既存のユドヨノ体制といいますか、既存の長期政権の中で育ってきた関係といいますか、それが新しい事態に対する対応能力を失っていたことは否めないと思うのです。

ですから、これはそうやってしまえばそれで終わってしまうのですけれども、誰の責任かといえますか、それはやはり時代の流れの大きな節目の中で起こった問題で、問題は、要するに日本の経済界も含めて、このチラマヤというものはすごく前から、やるならここであると言っていたわけですよ。にもかかわらず、ですから、政治関係、大使館のみならず、日本の経済界も含めて、もうちょっと総力を挙げてやるべきではなかったかなというところが多々見えます。

その辺はあまり、直接的利益というものは正直言って、これは自動車会社です。ここを拠点にして、インド洋を経由して対岸、要するにアフリカ、中東、ヨーロッパ向けということの大戦略なのです。大戦略を立てた割には、愚痴をこぼすようだけれども、ちょっと経済界の努力というものがいかにも政府頼りになり過ぎてしまっているということについては反省すべきであると思っております。

○ 小川座長 どうもありがとうございます。

特にほかに御意見がなければ、次の案件に移りたいと思います。

#### (4) ブータン「緊急時通信体制整備計画準備調査」(プロジェクト形成(無償))

○ 小川座長 最後、第4の案件ですが「ブータン『緊急時通信体制整備計画準備調査』(プロジェクト形成(無償))」について、説明者から案件の概要の説明及び委員のコメントに対する回答をお願いしたいと思います。

○ 説明者(石丸) 国別開発協力第二課の石丸でございます。よろしくお願いいたします。

次の議題は、対ブータン無償資金協力「緊急時通信体制整備計画」でございます。

これはもともと、御案内のとおり、ブータンは山岳地帯で、それから、地震や氷河湖決壊洪水、土砂災害、サイクロンと、いろいろな自然災害が頻繁に発生する国でございます。そうした中で、安定した通信網の整備は非常に喫緊の課題でありますけれ

ども、通信網という意味では、この通信網を使った防災対策というものに着眼しております。

これは、移動体の通信ネットワークのバックアップ装置を整備することにより、安定した通信ネットワークの確保を図って、ここでもって同国の脆弱性の軽減に供するというものでございます。この脆弱性の軽減というものは、ブータンの国別援助方針における重点目標の一つで、そういう観点からも合致しているかなと考えております。

事前に松本委員と荒木委員、高橋委員からもコメントをいただいておりますが、外務省からは松本委員と荒木委員の御質問について、高橋委員の御質問についてはJICAからお答えを差し上げたいと思います。

松本委員からは、携帯電話が緊急時の重要な連絡手段となっていることは理解するけれども、実際には防災目的というものは携帯電話の利用のほんの一部にすぎないのではないか。本事業の便益は、日常的な携帯電話の利用者全てにあるわけで、防災以外の受益の点については先方政府・利用者にも負担してもらうべきではないのか。所得の高い国への無償資金協力として妥当な事業なのか、丁寧な説明が欲しいというコメントをいただいております。

ブータンの所得水準につきましては、世銀の分類において中所得国に位置付けられておりますが、経済的脆弱性により、国連により後発開発途上国、いわゆるLDCと位置付けられています。このような状況下で、防災対策を中心とする今般の脆弱性の軽減に資する支援というものが我が国の国別援助方針のもとで合致するものと位置付けております。

具体的には、本事業というものは地震等の災害に備えて携帯通信網のメインサーバーの信頼性の向上、システム故障によって通話が遮断されることをなくするというもので、そもそも通話の品質やサービスの向上を目指すものではございません。電話利用に特段支障はございませんで、今のインフラにおいてトラブルが頻発して、通信が遮断している。そういう状況であるわけではございません。

それで、JICAのブータン事務所がブータンテレコム等にヒアリングした結果によりますと、例えば2011年9月に発生したインド北東部の地震。これはマグニチュード6.9で、インドのシッキム州を震源に発生したと言われておりますが、これでブータンの携帯電話のメインサーバーに被害がありまして、ブータン国内の全ユーザーが通話不能となったことがございました。その結果、安否確認が行えず、被害が発生した地域の状況の把握が遅れたため、災害救援を迅速に行うことができなかったという過去の事例もございまして、そういう観点からも、いわゆるブータンにというのは、携帯電話が84%の普及率を占めている。こういった国々で、いわゆる携帯通信網のバックアップの措置を確保することが非常に重要なものと私どもは考えております。

本事業は、あくまでも緊急時の防災対策を目的としたものですので、被害の拡大や再発を避けるために迅速な対応が必要な観点から、今般、無償資金協力による支援が

必要と認識しております。もちろん、本機材を導入すると当然、運営の維持管理コストがかかってきます。これについては、当然のことながら、受益者負担にて行われることが適切であると考えていますので、どのような形でその受益者負担のあり方ができるのかというのは、これから行う協力準備調査等をしてJICAのほうに確認してもらおうというふうに思っております。

- 荒木委員のほうからは、無償資金協力と所得水準の関係については、今回のように人道にかかわるプロジェクトでは議論の余地はないと思いますというコメントをいただいております。

ブータンにつきましては、一人当たりGNIが2,390ドルとされていることから、所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用についてというガイドラインに基づいて、無償資金協力の供与の適否について精査を行って、妥当性を判断させていただきました。

繰り返し申し上げますけれども、ブータンの抱える脆弱性の克服に貢献するものというふうに考えております。

続きまして、JICAのほうから説明をお願いします。

- 説明者（岩井） JICA南アジア第一課の岩井と申します。

- 高橋委員からは、2つの御質問をいただいております。

まず1点目でございますけれども、災害時のリスクのかぶり方、いわゆる脆弱性の軽減に基づいた援助のあり方を議論するのであれば、誰が一番、脆弱性の影響を受けるのかといった、住民が置かれたさまざまな状況のもとで判断して対策をとらなければいけない。そうした観点からは、携帯電話を利用しない15.7%の人々、住民に対するリスク対策はどうなっているのかということに加えまして、通信で得た情報を生かす早期警戒システムはどうなっているのかという御質問を頂戴してございます。

これにつきましては、今、ブータンの国の中ではほぼ全ての村落におきまして携帯電話が普及しておりまして、携帯電話を所持しない住民におきまして、実際にこうした地震等の災害が発生した場合におきまして、携帯電話を持っている所持者から非所持者への一定の情報共有は図られるということで、非所持者に対するリスク対応を図ることも当然考えられますけれども、そこは高橋委員御指摘のとおり、非所持者への裨益の実態につきましては我々も正確に把握しているところではございませんので、そこは協力準備調査を通じてしっかりと確認をした上で、本案件の整備を進めていきたいということでございます。

また、通信で得た早期警戒システムにつきましても、現在、ブータンにおいては十分整備されているところではございません。今、私どものほうで別途、予防警報に関する技術協力等も実施しておりますので、こうした既存の技術協力プロジェクト等との連携も通じまして体制整備を検討していきたいと考えてございます。

2点目の御質問で、ブータンコンピューター事故対応チームの内容について教えてほしいという御質問を頂戴してございます。

こちらの事故対応チームにつきましては、2015年、情報通信省のもとに設置されております国家機関となっております。現在、職員は25名存在してございます。

主に6点の業務を所掌しております。1点目がサイバー事案に関する情報収集・分析、2点目がサイバーセキュリティー事案に対する予見・警告、3点目がサイバーセキュリティー事案に対する緊急対応、4点目がサイバー事故の対応方法について関係機関との連絡調整、5点目が情報セキュリティーのあり方や手続・防止方法についてのガイドラインの作成、6点目が既存のブータン情報通信メディア法令、Actですけれども、そちらの改定等の業務を所掌しております。

今回、私どもの実施機関、カウンターパートでありますブータンテレコムは本チームのメンバーでもございますので、こちらと連携して対応を進めるというものでございますが、ブータンテレコム職員もこちらのチームに出向して職員を派遣しているところでございます。

以上、高橋委員からの御質問に対する回答でございます。

○ 小川座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明者からの説明について、追加で御意見・御質問がございましたら御発言をお願いします。

齊藤委員、お願いいたします。

○ 齊藤委員 どうも、御説明ありがとうございました。

無償でおやりになるということに関して、理解できません。もっとも、ほかの委員の方からももうちょっと丁寧な御説明をというのが出ていましたけれども、今、発展途上国で最も収益性の高い事業は携帯電話事業なのです。それで、私もバングラデシュでグラミンフォンに出資していましたが、ものすごくもうかるのです。はっきり言って、これ以上もうかる事業などないのです。その中で、これはバックアップですね。バックアップは当然のことながら資金的に、幾らブータンといっても、事業者のほうはゆとりがあると思うので、無償でやるというのはいかにもぴんとこないのです。別に有償で十分ではないのか。もっとほかの、もっと所得の低い国でも携帯電話事業に

関して言いますと有償でやっていますし、携帯電話の場合は制度金融を使わなくても採算が成り立つような世界なのです。特に85%も普及していますから大変もうかっているはずなので、そこら辺がどういう経緯で無償になっているのか教えていただきたい。

緊急性といいましても、はっきり申し上げて、皆さんも阪神・淡路大震災のときもそうですし、東北のときもそうだったと思うのですけれども、携帯電話というものは緊急時にほとんど役に立たないですね。1つのアンテナに対してアクセスが10幾つですか。ですから、みんながアクセスした瞬間に終わってしまうのですよ。ですから、そんなに緊急時というほどの大げさなものではなくて、単にバックアップというだけの話だと思うので、そうしますと、余り無償でやるのはいかがなものかなというの思いますので、そこら辺はどういう調査といいますか、背景がおありになるのか、教えていただきたいと思います。

- 説明者（石丸） ブータンは、一人当たりGDPが2,390ドルということで、そんなに極めて貧しい国では必ずしもないのは御指摘のとおりだと思います。他方で、人口が77万人ということで、もちろん、スキームとして有償というものを使う場合に、やはり人口がある程度小さな国で有償となりますと、かなりなかなか厳しいものが当然出てくる。

それはインドとか大きな国に対する有償とはどうしても、やはり債務残高ということ考えた場合に、なかなか小さな国、大洋州とかカリコムとか、そういった小さな国、いわゆる島嶼国と同じような課題が、円借款というものを展開する場合にはそういった観点から、貸し付け能力といいますか、返済能力という観点から見た場合に、簡単に有償資金協力というものはなかなか選択肢には上がってきにくいという事情がございます。

その点、やはりそこは無償資金協力で、こういった小さな国でございますので、無償資金協力に対応したいと判断した極めて大きな理由の一つがその点でございます。

- 説明者（岩井） 補足させていただきますと、ブータンテレコム自体は国営企業でございますので、国営企業の公共事業として政府が実施しているものに対する支援ということでの無償資金協力の位置付けでございます。

また、先ほどおっしゃられとおり、それなりの人口規模のある国であればビジネスとしても成り立つところもあるかもしれませんが、ブータンは、今、申し上げましたとおり、人口が70万人と、非常に限定的なところでのこうした通信移動網の整備ということで、ブータン政府としても、これに関しては公共事業としてやっていく方針と伺っております。

- 齊藤委員 人数が少ないというのを理由に挙げていらっしゃるのですが、携帯電話事業で人数の問題が一番出てくるのは基地局の数なのです。ですから、基地局が幾つ必要かというのが携帯電話事業でのコストの最大の要因なのです。

そうしますと、ブータンの場合、ちょっと細長い、横に長い国ですね。それで山岳地帯があるということで、それは確かにコストとしてはわかるのですが、一か所当たりのカバーエリアに住む人の数は少ないですから、逆に基地局の数も少なくて済むのですよ。それで今回、特にバックアップですから、基地局とは全然関係ない世界の話で、本部側のサーバーの話だと思うのです。ですから、そういう人口や利用者がというのは余り関係ない話ではないのか。

それで、国営企業だからといって、ただでやっているわけではないでしょうし、当然お金を取ってやっているのでしょうから、赤字なのかどうか。そこら辺はあまり信じられないのです。

- 説明者（岩井） 今、私のほうの答えの人口というのは、いわゆる円借款にした場合は、国当たりの規模が非常に小さいのでなかなか厳しいという点でございますので、その点は御理解いただければと思います。

- 齊藤委員 そういう意味では、ちょっとお伺いしたいのですが、携帯電話事業に対して無償でやられたケースというのは、今までほかの国でございますか。円借款とか、それはいっぱいあると思いますけれどもね。

- 説明者（石丸） 過去に類似案件ということで、ミャンマーの無償資金協力、通信網緊急改善計画というものがございました。ここでは事後評価等で技術更新の早い分野という、これはいわゆる情報産業ですから、技術革新が非常に早い。こういった早い分野であることを踏まえて、当時としては比較的高度な仕様の通信インフラを導入したということで、通信機器が長く使われたという教訓が得られております。こういった教訓を踏まえて、今回の事業でも情報通信分野というものは技術更新が比較的早いことを念頭に置いた上での仕様となるように留意したいと考えております。

- 齊藤委員 そういう意味では、携帯電話のネットワークや携帯電話の事業そのものに無償というものはやったことがないということですね。

- 説明者（岩井） すみません。今、インターネットでその情報を調べながら御説明させていただきますと、ミャンマーで実施しております案件はまさに通信ネットワークの整備、あるいは通信インフラの整備というところに対する資金協力でございますので、今回と同じような移動式の携帯電話に対する無償資金協力を実施してございます。

- 齊藤委員 ただ、ミャンマーでやっていらっしゃるのは完全に固定電話と申しますか、固定の通信網ですね。ファイバーの通信網で携帯電話の基地局の間をつなぐというシステムですね。全然、物が違います。
  
- 小川座長 齊藤委員から事前に御質問なく、今、出てきたところなので、きっと答えるのに窮されているかと思えます。重要なことですので、次回のこの会合で今のところを、特に収益性が高いのではないかという、それが無償に適しているかという御指摘だと思えますので、そのあたりをちょっとフォローアップしていただくことはできますでしょうか。
  
- 説明者（石丸） はい。かしこまりました。
  
- 小川座長 では、そういうことでよろしくお願ひしたいと思えます。ほかに質問はありますか。高橋委員、お願ひします。
  
- 高橋委員 すみません。ちょっと違う観点からです。もう時間も来ているので簡単にしたいと思えますけれども、いつもこういう案件を検討するときに、どういう切り口と申しますか、どういう視点でやるのだろうといつも思ってしまうのですよ。といいますのは、やはり大きな目的がブータンの脆弱性をどうやって軽減しようかという目標があるとして、それで背景とか説明の中で、確かにブータン政府自身の立てている計画が、強固な通信システムをそのために確立するというふうには書いてあるのですが、それをそのままニアに受けとめて、だからやるのだというところが何だかすごく単純な感じがしています。  
 といいますのは、やはり脆弱性の問題というものはリスクをどう分散するかなのであって、その観点から言いましたら、通信システムはその一つでしかすぎなくて、むしろそれに依存していく体制をつくっていくことはリスクを高める可能性が、脆弱性を高める可能性がある。先ほど基地局の話がありましたけれども、そこがだめになったらアウトですから、それは決して脆弱性を高めることにならないのです。ですから、そういう観点でJICAが援助機関としてブータン国の脆弱性をどういうふうに軽減していくのかという視点をしっかり持った上でこの案件をどう受けとめているのかというところの説明があつて、その上でこの案件がこういうふうに概要があるのですけれどもという説明がありますと、すごくNGO的にはわかりやすいのです。  
 そうでないと、まず先に案件ありきみたいな議論になっていて、よくわからないことがありますので、今日は時間がないので全然構わないのですが、以後、もし説明する機会がありましたら、案件概要書の書き方は多分変えられないと思えますから、ま

た気をつけるといいますか、ちょっと留意していただければありがたいなと思っています。

- 説明者（岩井） ありがとうございます。  
また次回、先ほどいただきました御質問を含めて、改めてその辺の御説明をさせていただきます。
- 小川座長 どうもありがとうございます。

### 3 事務局からの連絡

- 小川座長 それでは、4つの案件はこれで終わります、続いて事務局から連絡事項について御発言をお願いしたいと思います。
- 事務局（宮下） ありがとうございます。  
2点ございますが、最初に次回の日程から簡潔に申し上げたいと思います。次回の日程ですけれども、2か月後の6月28日火曜日の15時からでお願いできればと思いますので、よろしく願い申し上げます。  
最後でございますけれども、実は前回の会議で地熱発電に関していろいろと御議論いただきまして、地熱発電のプロセス等についていろいろ御議論いただきまして、私どもで幾つか回答を申し上げることになっておりますので、JICAのほうから、時間がありませんので、簡潔に回答をいただければと思います。お手元に1枚、横紙の資料を配付させていただいておりますので、それをご覧になりながらお願いいたします。
- JICA（江島） このお手元の資料に整理いたしました。  
地熱発電の開発は大きく分けて4段階ありまして、上の段に地表調査、試掘・資源確認、資源量・経済性評価、最後に本体建設というふうにございます。それぞれにJICAとしましてはODAでかかわってきているわけですが、主にかかわってくるのはこの試掘・資源確認からで、地表調査で一部、ニカラグアなどでやっていますが、ここは多くは相手国、途上国自身が、あるいは第三者機関が行うことが多いということであり、衛星を使ったりする調査もありますが、ここは掘る前の調査であります。  
ポイントとなりますのは、その下にあるグラフはリスクをざっくりイメージとして表しておりますが、この時点で非常に開発のリスクは高い。そこで地表調査から試掘に進む。また、この試掘が比較的資金がかかるということで、かつ1本掘れば良いというものではなくて、普通は3本から6本ぐらい掘るということで、ここでどういふ

うにリスクを分担するのか。

JICAでは、主に技術協力や有償勘定の技術支援を使いまして、調査の一環として試掘を行っております。ただ、この場合、例えば3本必要な場合に、試掘が3本必要であるとされた場合に、3本ともJICA側でリスクをテークするのではなくて、例えば1本か2本は相手国政府に負担してもらって、万が一のときの、試掘したけれども、全然当たらなかった場合のリスクを分散するようにしております。

そこで試掘ができて、蒸気が出てくるということになりましたら、次の資源量と経済性の評価をして、実際にビジネスにつながるのかどうかという詳細な調査を行います。

それで、最後に本体の建設です。

下の段の四角で囲って矢印でつないでありますものがこれまでのJICAでの支援実績を示したものでありまして、色をつけていないものが技術協力で、ただし、地表調査で枠が太くなっていない細い線のものはJICAでは関係していないものでありまして、赤か青の比較的太い四角で囲ったものはJICAが関与しているものであります。色がついていないものは技術協力で、薄い緑のものが無償資金協力で、それから、ピンクとといいますか、薄い黄土色のものは有償資金協力で、基本的には技術協力と借款で、有償資金協力で対応しております。

先般、前回の適正会議で話題になりました、エチオピアの坑口地熱発電開発。これは例外的に、エチオピアがまだLDCで貧困国かつ、これは坑口地熱発電が非常に小規模なものでありまして、可搬式・可動式の発電機を据えつけるということで、ここは例外的に無償資金協力で対応しております。もしエチオピアでも本格的な、大規模な発電プラントとなれば、これは無償では対応できない規模になります。

大ざっぱにといいますか、段階分けして役割分担を示しますと、地表調査、試掘・資源確認、資源量・経済性評価、本体建設で、JICAが関わってくるのは、一番多いのは試掘から関わるパターンで、基本的には有償資金協力で実施、一部例外的に無償資金協力で対応している。こういう整理になります。

以上です。

○ 小川座長 詳細な御説明、どうもありがとうございました。

時間がもう過ぎておりますので、これで第27回「開発協力適正会議」を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。